

システム移行前に取引を行っている各種預金に関する特別規定

(満期日等の休日調整および日本国外に居住することとなった場合に関する規定)

1. (適用範囲)

この規定は、平成28年5月2日(以下「移行日」といいます。)をもって、当行がシステムの更改を行うことにともない、お客さまと当行との間で既に移行日前にお取引を行っている各種預金に関して、満期日等の休日調整およびお客さまが居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合の取扱いを定めるものです。

2. (満期日の休日調整)

(1) 移行日前を当初の預入日とする対象預金(本2.において、本2.(2)各号に定める預金をいいます。)の満期日は、以下の各号の定めに従い取扱われるものとします。なお、この規定において、営業日とは、日本において銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

①移行日前を当初の預入日とする場合

当該預金の当初の満期日が営業日以外の日に該当する場合、その翌営業日を満期日として扱います。

②当該預金の書替継続の継続日が移行日以後となる場合

当該継続後の当該預金の満期日が営業日以外の日に該当する場合であっても、当該日を満期日として扱います。

(2) 対象預金は以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金とします。

①あおぞらネット定期預金規定

3. (支払日の休日調整)

(1) 移行日前を当初の預入日とする一部解約可能型定期預金(ただし、満期日自動解約型に限るものとします。)について、満期日が営業日以外の日に該当する場合には、その元利金は、当行所定の「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」1.(2)②の定めにかかわらず、その翌営業日にあらかじめ指定された当行のお客さま名義の預金口座に入金するものとします。ただし、指定口座に入金できない場合には、当該日以後に「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」の定めに従い支払います。本3.において、一部解約可能型定期預金とは、当行所定の「一部解約可能型定期預金(複利型)規定」の適用を受ける定期預金をいうものとします。

4. (仕組預金に関する休日調整)

(1) 移行日前を預入日とする対象仕組預金(本4.において、本4.(2)各号に定める預金をいいます。)について、満期日選択権行使日および中間利払日(当該対象仕組預金に適用される当行所定の規定において「中間利払日」として定められた日をいいます。)が営業日以外の日に該当するときは、その翌営業日を当該日とします。なお、満期日が営業日以外の日に該当するときであっても、当該日を満期日とします。

(2) 対象仕組預金は以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金とします。

①仕組預金（満期日繰上特約付定期預金）規定

②仕組預金（上限金利特約付T I B O R連動型変動金利定期預金）規定

5.（日本国外に居住することになった場合の取扱い）

(1) 本件預金（本5.において、本5.（2）各号に定める預金をいいます。）について、個人のお客さまが、居住地の変更などにより日本国外に居住することになった場合には、事前に当行所定の方法により当行本支店に届出てください。当該預金の書替継続または自動継続の継続日が移行日以後となる場合で、継続日以後に、前記のお届出がなされたときは、当行は、当行が別途定める場合を除き、お客さまからの前記のお届出がなされたことをもって、当行本支店における全ての当該預金の解約のお申出があったものとして取扱い、速やかに解約手続をとらせていただきます。この場合の利息の取扱いおよび元利金のお支払いについては、当行が別途定める方法によるものとします。

(2) 本件預金は以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金とします。

①自由金利型定期預金規定

②自動継続自由金利型定期預金規定

③自由金利型定期預金（M型）規定

④自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

⑤一部解約可能型定期預金（複利型）規定

⑥通知預金規定（証書式）

⑦通知預金規定（取引証式）

6.（その他）

(1) この規定は、お客さまと当行との間の各種預金取引に適用される規定（各々以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとします。この規定で使用される用語は、文脈上別意に解すべき場合またはこの規定上で別途定義されている場合を除き、原規定において定義された意味を有するものとします。

(2) この規定と原規定の全部または一部が抵触する場合においては、この規定が優先して適用されるものとします。

(3) この規定に定めたもののほかは、原規定の各条項が適用されるものとします。なお、この規定は、原規定に基づく当行の権利行使を何ら妨げるものではなく、この規定と抵触しない原規定の各条項の効力を変更するものではありません。

(4) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(5) 前記（4）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

満期日の休日調整に関する特則

以下の各号に定める当行所定の規定の適用を受ける預金については、移行日以後に国民の祝日に関する法律その他の法令により休日が追加または変更されたことにより、移行日時点の満期日が営業日以外の日に該当することになった場合であっても、以下の各規定およびこの規定の定めにかかわらず、当該日を満期日として扱います。

- ①あおぞらネット定期預金規定

以 上

実施日：2026年4月1日